

海東樓書屋藏

崇禎紀事卷之九

出羽國風土記卷之九

目錄

秋田郡

内東坂

大八幡宮

天德寺

男鹿嶽

雄勝郡

小原内館

愛宕社

湯濱崎

正一位三輪社

祐明宮

赤工神社

太神宮

磐戸大明神

太神宮

日吉社

新田

古坂

十二社

秋田城

古里主權現

稻荷大明神

湊所坂社

古坂

太神宮

祐明宮

赤工神社

太神宮

磐戸大明神

太神宮

日吉社

新田

古坂

十二社

阿良波ノ岐権現

平鹿郡

横手城

沼饭

八幡宮

保呂波山 波宇志別神社

勝田大明神

御嶽山 塩湯彦神社

明澤嶽

八幡宮

金花山 八幡宮

大八幡宮

仙北郡

角坂

金沢古城

諏訪大明神

熊野神社

祐之子 八幡宮

川和彌坂

駒嶽

山本郡

能代古跡

十二所

檜山坂

副川神社

安隆寺

出羽國風土記卷之九

秋田郡

山本郡

十二所



河を引くもの東より一て東に太平ふとりよ有
はゆの後より北小當りてゆか郡あり太平
山より秋田郡木へ流出。川あり山出川と
いふ川下ハ海なり。由史を見るに上古ハ鶴
田或飽田或秋田たり。出羽の國号あるが故
の大郡よ一て東夷た称ト薩摩と一也
すり一と曰く、由史をみて地利を案
すりにあき。利。飽海山ハ工古ハ山郡の内

ち。一、上右は辻又穀也。蝦夷瀬王化
よぢれて始て水田をぬき稻を植へる也。
あき岡也。あい岡たりと名ハ出一也。や、麁或
飽或秋の字をすゝりハ和訓のとくと申と様も
有ちるをみて考へり。一、あよ飽も
仙をあさつていたり。一、あよ飽も
半生の半之がハ一ヶ村の名と見てより後
日が紀十一ニ至天平五年聖武十二月乙未
奈下に出羽柵遷置於秋田村高清水岡
也。今す而詳かと出羽の半ハオノニ考

よ記一、侍れも磐之郡中ノ村也。未來考
產物、紫根干巖ちどり、鮒狼松鴟牛鮑
昆布鱗皮。

日本書紀曰

齊明天皇代四年夏四月阿
倍臣率船師一百八十艘伐蝦夷
二郡蝦夷望怖乞降於是勒軍陣船於虧田
浦虧田蝦夷恩荷進而誓曰不爲官軍故持
弓矢但奴等性食肉故持若爲官軍以儲弓
矢虧田浦神知矣將清白心仕官朝矣仍授
恩荷以小乙上定渟代津輕二郡郡領遂於

有間、濱、召聚、渡、嵩、蝦夷等、大饗而帰。

玉ア

渟代ハ今之能代也。但今ハ、由キ郡の内ヨ
一ト郡名す。わん、蝦夷恩荷の事、小原古
橋の下よ記也。鶴田浦神今詳ちも多考
ハキムニモ政而の下よ記一傳れ、瞻之、小
部也。上ハ官名よして三十七代、孝德天皇

日、大ニ年春二月制を下す。冠捨九階の内
あり、沫恆はづ今も陸奥よ摩ー三十に郡
の因ぢり郡役、郡目と同一大役あり。小
役あり。有る渋井考、波弓の事、ナカセモ毛

よ毛毛大役の事、別考よ記一傳れ、毛
を瞻之。

同秋七月、渟代郡大領沙尼具那小乙下少
領宇婆左建武勇健者二人位一階畧同立
年春正月是月遣阿倍臣率船師一百八十
艘討蝦夷國阿倍臣簡集飽田渟代二郡蝦
夷二百四十一人其虜三十一人津輕郡蝦
夷一百十二人其虜四人瞻振鉤蝦夷二十
人於一所而大饗賜錄

大歎領の仁ハ、極力を限として、毛毛の仁ね

と同更代ある職す、あくた今、け職す。

和半始自首、日中圃每郡大飯小飯とりよ
官あり是を郡司とひよ、職貢令より見へ
今後吉州に大飯を郡の称号ともり人あり
古の大飯うり一人の子孫うりとてり、續日
本記す、和祠六年の条下曰云已制、史郡
司大少領以終身爲限、非遷代之任、而不
善、国司情有愛憎以非爲是、強云致仕集
理解却、自今以後不得更然、若齒及縱心
氣力在弱節、骨衰耗神識迷乱、又久沉重

病起居不漸、發狂言無益時務、如此之類
披訴心素歸田、養命於理合聽、宜其得手
書陳牒所司待報處分、撰擇替補、蝦夷
ふと、上古ハ、莫羽を核にてり、後日か
紀二十二、是年宝龜二年正月丁酉の条下に
陸奥出羽蝦夷帰郷とあり、今、ねあのみ
を核て蝦夷國といふ。日中事跡考曰、蝦夷
嶋船自松前渡行、夷人皆長鬚放毒矢、得
禽獸、嶋多不知其數、遠行者見陽鳥之所、
居蓋與匈奴接云とあり、夏月商船被地よ

渡初々に絆佐安を積拂り酒因加爾^{アサル}にて
鬻^{メテ}毛^モを秋綱^{チヤウ}と/or/贈^{シテ}旅銭の事いはく
考へに、

一秋田協

太平記評利左名類例鈔

出羽守を産東とす

穢^{アシ}毛^モは秋田協とあり、毛^モあり、またの方
にぬとり^ト詐^シ曰^ハ爲^ス出羽外者兼^シ之除目不
往^ハ之被^ハ宣下^セ也^テ除目とふゆふの人を
め^テ而宦^スを極^ムす事^{アリ}、歴史を以て
考^ハに秋田^ヨニ城^{アリ}一城^ハ今^ノの澤^ノ
城^{アリ}す。一^ノ出羽^ノ上^シよして守^ムる様^目

あり又^ハ釐安^{アリ}ト^ハ半^ハをオ^ハ一^ハ毛^モも記^シ
守^ム、出羽府^ノの^{アリ}田川郡^ノ也^トあり^ム、^ム、^ム、^ム
日^ノの^{アリ}す^ム様^ハ雄^シ猛^シの^{アリ}同^ハ平原郡^ノ
よ^リうりうり^トよ^リや^リ今^ノの^{アリ}澤^ノ城^{アリ}、^ムの^{アリ}の^{アリ}
佐^ト、^トも^トひ^トよ^リま^ハ長^中近^シ秋田城^ノ実^季
といふ人^ニ通^ハ協^スを飯^ヲ代^ム齒^モの產^フとて
安東右衛^ミ實^季の男^ヲて姓^ハ安信^{アリ}假^{ナシ}
名^ヲあ^リ古^シ部^トいり^ハ秋田協^ムといふは職^メ
号^{アリ}け^ハの^{アリ}今^ノ裏見^ニ三^月の^{アリ}飯^ヲ飲^ム
方^{アリ}安東の半^ハ妻^トく^ハあ^リ假^{ナシ}す^{サム}

実季の内を佐竹丸中將義宣本姓常陸清和源氏從四位少將
義寧よりに下秋田河迎平康雄猪山郡

の主よ命をくれ二十方又子石を以て日が

半跡考に秋田城は州之都會ことあり

ノ

追考秋田城立西隅は石岡ニ成佐和山彦
協の後佐竹第宣羽州秋田の主よ命をく

ノとあり

日本逸史第十三卷延暦二十二年十一月
癸巳出羽国言秋田城建置以来四十四年
大地荒堀不宣孤居スルニ北隅無鄰相救伏望永

從停廢シテ

け文翁を以てに南協を連りに十七代
廢帝天平室字又年號べ一延暦二十二
年より四十年又、天平室字又年に而
上り、あはよ引侍、後日左紀天平又年十
二月の事下に山羽棚遷置於秋田村高清
水岡とりか、協地の企ありて假よ棚を構
天平室字又年に至り協も乾一ノリよりや
秋田今之協地勢も一上右ハ云清也易と
云々を協地とめ一あよ今モ名ちをり天

平永年より天平宝字又年とある二十九

年あり出羽柵を皆石毀て彼地へ迂一傳。
事ともりも出羽は准へ被地へ柵を立
ト車を遷ふともり書一より天平以後も出
羽ハ少府よりて協柵を立ト車ニ二代矣
孫ヨリ白なり。オノミキヨヒ一傳れ、即之
追考幽那の内する清水の協役あり幽那ト
北よ南。

同逸史第三十八卷曰天長七年

立十三代淳和帝九年号

正月癸卯出羽国驛馬傳曰鎮秋田城司正

六位上上總久藤原行則今月二日酉時牒
偪。今日辰刻大地震動響如雷霆登時城郭
官舎并四天王寺丈六仏像四王堂舎等悉
顛倒城内屋宇較死百姓十人支體折損
之類一百餘人也歷代以來未曾有聞。地之
割辟或處三十許丈或處二十許丈無處不
辟。又城邊大河之秋田河其水澗盡流細如
溝渠是河底辟分水漏通海歟。吏民騷動未
熟尋見添河霜別兩岸各崩塞其水汎溢近
側百姓懼當暴流競涉山岡理須細錄損物

馳牒而震動一時七八度風雪相并迄今不

止後害難知官舍埋雪不能辨錄夫邊要之

固以城爲本今已頽落何天非常仍須差諸

郡援兵相副見兵備不虞者臣未審商量事

在意外仍且差援兵五千百人配遠准令馳

驛言上但損物色目細錄追上

國史考百七十一
冀異部立地異

驛傳とうへ別書きよしつて延喜式の歌傳する所

もて上奏す。事をひくよ。工能久ハハメ

の内みて尚ほのじゆ、あくまで能をふと、

か裏但る御ありて尚ほをも常とぞくに

やに天主まとりハ亥門持は増長慶月

のに天主を安至ト、すちぢりへ延喜式

出羽ニ西院の集下に天王御法傍依書

法服料二千六百八十疋とあり今モ社有る

人が一束夷を務めむらん也引のために建

み立つや。太平記二十へ毛延え二年七月

新田義貞牒延暦寺衙の集下ノ承平安

四天王之像將門遂傷鐵身とありけほの

文教を考れ、遂後討伐の祈よに天主を

安む事例ありうるにこそに主堂会と、

今の古に王權の半よや多お神かみ波なみ社の下に
置お秋あき田た川が、協あの面お向むかい河かを那
多お麻ま村むらちり渡わた私わあり漏もろ河か、協あ下したの多お村
有あり裏うしろ列�とりよる今こ、ちち一いつ久く而ひての後
名なも考かひ傳つゆるや、但ただし三さん代だい實じつ羅らえま一いち年
の系けいよ停てい地ぢ者し添そ河か裏うしろ列�、御ご川かわニ二三さん村むらとあれ
バモ後ご列�よ名なを改かへるよるや、御ご川かわとりよる
今の、ちち一いち考かとりよる、微び原はら抄しやう曰い陸りく奧おく者し上
古の以來い爲な邊へん要よう爲な其その國くに境き廣ひろ元お明めい天てん皇おう
和わ五ご年ねん九く月つき分わけ置お出だ羽は國くに也え

三代實錄三十三卷元慶二年三月二十九
日乙丑晦出羽守藤原朝臣興世飛驒上奏
夷俘叛亂ス今月十九日燒損秋田城并郡院
至舍城邊民家仍旦以鎮兵防守旦徵發諸
郡軍ナ勅テ符フ曰得タ奏タ將ナ既知夷虜悖逆攻燒
城邑ナ大羊ナ狂心暴惡爲性不ハ加追討何有懲
人ヘ頭カ書シ曰本人ト作反タ事須量發精兵扼タ其喉タ但
時ハ在農要人事耕種若多動衆恐妨民務夫
上兵伐謀良將不戰巧設方畧以安邊民云
據カ守カに守カの居カ所カ府カより半ヨリ年カ色例カ

き、ハ興世、出羽守よ居みとす。トは人
え孝宗元年十一月廿一日授後又位ト寺守出羽
守^興世正又位とあり。翌二年二月庚辰と
合戰事ハあく右平記よ委トられハけ次
ニ引侍る。お^ヤ太平記六曰「あ比等の三男莫
名公より九世孫幸能守為不^興世と云
平將門よ一時天慶三年二月十八日貞盛
秀^ヒよ首を刎^スりとあり。三十歳の因よ
て出羽守小神位を^スれ侍り。天慶三
年の四月、力千余兵^アべし。夷^イは

夷^イ、蝦夷^イ、傍^イ、傍國^イの事も、一^ト傍國^イと云
ハ王氏の蝦夷^イの事よと云ひて避^スる。
をりよと云^ス那^イと云^ス蝦夷^イを安^スの形^スよ達
まれ^スりうち院^スにて逸史^スよ出^スる。己天王
キ^スの事^スや。元祖曰貞觀十七年六月廿八日詔遣大
修禪^{シテ}賊^ヲ出^ス國^ヲ卒^セ僧^ヲ修^ス。
よ集^ス云^スナをりよ^ス。延喜式^中二十八日九
精^ニ陸奥國^ニ百人、出羽國^ニ一百五十人と云
該郡^ノ軍^ト、那^イに士^ヲ令^ス。年^ニ
まよ記^ス。懷^ス、^トは^ス懷^スりて達心^ス企^ス。

り、懲人、懲ハアシヌハヤセーとより
追討をかへもんを行ひアシヌ一歩を半あ
んとの心ぢり、一、扼其喉咽、トハ倍す喉と
くちと、ソハ心ぢり、一、扼ハシルとよめ
正出羽守上奏の旨趣より、陸奥國より
勅旨を下して、卦承、ヘキヨー作出生され
一、又、我朝えられたる事、也
前々太平記、出羽は夷城退治の事下にえ
まニ年三月、出羽は夷城の夷城の余入博の丁と
くに就りて、秋田城は押おさるを奸謀を

勇氣を専代の重司藤原興世密よ勇氣のを
あり、一、りど朝庭のは、ご見を許さむと、出羽へ
下され、一、り、下り放て、自恣を以、出羽國を
今より、重別小治めむ、一、次の件より、勇氣の
重別きよと、んとの内意願よ、信一、て、古事の
重法を改て、一、重別よ、重別を、柳ヶ出羽
重と、り、ハえ重別と、一、重別を、天主の
御宇より、引かられて、重別よありし
あり、されと、え、來向ふるれ、ハ民俗太祖
半、もく皆勇氣の例を用、三代、先祖貞親

年乙卯月廿一日衆下是日制准陸奥國例給

出羽國司文替料支馬ナカニ國八年第月九日
衆下是日太政官處分出羽國位祿物價一
准陸奧國アシマ國司ヨシタ世ヨシタ法を種々不改
トテリを故國主上の方とすの中に是を
服る事ありて才矣タマニ後ド食才立只
業を才タマニ歌ワ軍戒ヨシタと振ツバキづるに
と壁土ツクシ耳アマを歌ワ軍戒ヨシタと振ツバキづるに
集シテ初ハタチトに與ヨシタて大勞タマニに才り
と云々

又曰

ヨシタ

世の老臣ヨシタよもよ舍人ヨシタとなり者あり大
ねのあに跪ヨシタ立スルあ僧人ヨシタ仰スル驚めハシメテ而為
モテ火ヨシタを燃スルトシテ鳥ヨシタを由スル方ハシメテ庫ヨシタ
兵ヨシタ方軍ヨシタを記スル山城ヨシタを進討スルトシテは佐
ムテハいりに是古ヨシタたけ城ヨシタを跡スル保スル軍ヨシタ叶
ベリヨシタに萬ヨシタハ詔ヨシタ端ヨシタ通り件ヨシタの能ヨシタめを討スル
ては計ヨシタより萬ヨシタソんと勤スルトシテハ軍ヨシタ流
石ヨシタ万ヨシタと禮ヨシタ義ヨシタを思スルれスルハ配スルハ一
而ヨシタと宣スルハトシテも思スル事ヨシタを云スル甲豐ヨシタ事ヨシタ

郊へ告ゆ。死とりあたれ死す。べつに
疾きとて駒の毛髪を追手の門へ押向
りもよ可立候ナ駒斗を付歎を切ねてよ
取の方へ薦めたりとく

又曰も是ハ馬更をまきんとてオテヅクミを
駕内ち刀を薙退横合より舍人を抱るあわふ
子細の所。寫は文を持坂因店ヨリ文の件へ
乃免よし角よし脚立を被れり。とて難乞
十人差添て安詔よ棄せつて送りけり。年
夷誠陰系の附見を祀人として太平を唱

天晴夷狀よもゝ。智又仁ありともぞ矣。う
とうく。

四月四日己巳出羽国守御文元正立位下藤
原朝臣興世飛驛奏言。秋田郡城邑官舍民
家爲凶賊所焼亡之狀去月十七日上奏厥
後差權様正六位上小野朝臣春泉文屋真
人有房等授以精兵入城合戰。夷黨日加。彼
衆我寡。城北郡南公私舍宅皆悉燒殘殺虜
人物不可勝計。此國器伏多在彼城。舉城燒
尼一無所取加之去歲不登百姓飢弊差發。

軍士曾無勇敢，敢望請隣國授兵，勦力襲伐。

勅符曰：「重得奏狀，具知賊勢轉盛，疽食浸淫，非常之事，變能難量。」能加防遏，莫令滋蔓去。

月二十九日

勅符下彼國詭計之應到

仗、乞恩刀戟のあづ名すり、疽食の事未考。浸淫とし、羽瞼城に浸淫就部ヤラヤクヌルとあり、滋蔓ハ水上に浮草のおりく生いもひあり。に
四壁シロツモリの内、や世人附タタキす。人を稱して、もひこうとし、薩摩語記よ子孫を滋蔓ぢりといふ者あり。

先々、太平記曰：「歎のあよ端タタキをとられ、玉司タマシ車タマセの一月斗山辭タマツヨシをかとて、佐サめメへ、後アフタを上アベをとて、左辭タマツヨシを待マダラよ乃ナ、シとて、今月ト旬又秋固タマツヨシ、左辯タマツヨシをなめんと諭タマツヨシされ、余人達タマツヨシよて討タマツヨシをも、玉司タマセの中にたはり、うね下タマツヨシ、二三ミツミツと退タマツヨシを帝タマツヨシ、ば叛タマツヨシとち、是子候タマツヨシと云タマツヨシ又あよ記タマツヨシ能九タマツヨシ、

姉和州の産よ一て山城強盜を業と
刃の長六尺八寸強の也七尺有余力八十
人官軍多く討れ一事あり舞づれハ之云
を略也

同二十八日癸巳出羽国守正立位下藤原
朝臣興世飛驒奏言賊徒弥熾不能討平
旦差六百人兵守彼隘口野代營比至燒山有
賊一千餘人逃出官軍之後殺畧立百餘人
脫故者五十人城下村邑百姓廬舍爲賊所
燒損者多即日勅符曰重得奏狀異知凶

類滋蔓殺畧良民發兵以來望有成効而今
官軍致敗賊徒作氣用兵之道豈若此乎今
勅上野下野等國各發兵一千示重勅陸奥
國責以緩救宣合三國兵一時擒滅凡軍陣
之法必有注諸事大小皆在目前察其所錄
爲圖成敗今所上奏狀極爲省略胡城雲隣
魏闕天送路遠事疑非可指問必須事無巨
細委曲記錄令可知見老弱在耕種廢務早
休深鐸之勞當崇橐弓之化云

上郡下郡陸奥トトロトトロ
勅旨ホ舞久モモクル
城をりふへー漢文を引て潤色あす文
すり文選魏都賦よ鑑耳人之傑服其荒
服斂社魏闕とあり魏はタカシと訓む禁
中の門魏闕トトロトトロ

同五月四日乙亥詔授從立位上守右中辨

藤原朝臣保則正立位下即拜出羽權守右
中辨如故左衛門權少尉正六位上清原真
人令望爲權掾左衛門權少尉如故右近衛

將曹從七位下茨田連真額爲權大目右近
衛將曹如故三人並發遣出羽國擬討夷虜
勅出羽國司曰近日夷虜凶逆殘害不止雖
有軍與餓難弥滅仍以右中辨正立位下藤
原朝臣保則兼任被國權守宜軍械事從其
指撝莫爲逋逃以失敬備ムカシ機マサニ弩也撝マサニ

同六月七日辛未出羽國守藤原朝臣興世
飛驛マツキ奏言權掾小野春泉文屋有房等在秋
田官公四月十九日遣最上郡擬大領併負
道條魁モリ作字奈麻呂將官軍五百六十人

須候賊類形勢路遇賊三百餘人合戰射傷
賊十九人官軍被傷七人貞道中流矢而死
二十日賊衆增加不可相敵會暮戰罷引軍
還營明日凶徒挑來接戰賊死者五十三人
瘡者三十人官軍死羌瘡痍者二十一人奪
取賊弓三十一鞬二十五鞬十七領米穀糒
稻示復有數燒賊盧舍十二生虜七人官軍
疲極射矢示盡回引還營今月七日重遣宇
奈麻呂登高候望俄爾遇賊拔劍圍斬首二
級宇奈麻呂沒於賊垂其後有僕因三人覲

元年五月二十六日條下詔令出羽國秋田郡停因道公寧夜古道
公寧奈岐度之先是國司上言件停因小劫棄野心深懼異類
歸依弘理若願持戒仍持許之

來言賊請秋田河以北爲己地
吏有賊立人着甲冑伏隱草中遣輕兵百余
人追射殺二人奪鞍馬弓矢鞬等物有數自
後賊徒猥盛侵凌不息官軍征討未由摧滅
是日重飛驛言曰權从藤原朝臣統行權據
小野春泉文屋有房等進至秋田舊城蓄甲
積糧陸奧押領大掾藤原梶長等所將援兵
與本國兵卒合五千余人聚在城中賊出不
意四方攻圍官軍力戰賊勢轉盛權从統行

等戦敗而歿。權様有房時死^ナ而戦殺賊數人。
賊矢中左肺被瘡逾屬軍無後縊^{サクテ}身逃^{ハシ}
權^ム統行男從軍在戰及權弩師神服直雄
並^ニ戰而死。甲冑二百領糸繩七百碩食一千
條馬一千九百疋盡爲賊所取自餘軍實仗
物一無存者^{スル}。

擬大兵の半^トも毛^ト江^ト擬^ハちうくゆ^ト
史記よ擬^ハ天子^トレ^ハ半^トあり。傍魅ハ清因
の首^トよりト玉作要制の玉造の半^トや或
まに玉造^トり^ハ何方^トして毛^トを造^ト。

毛^トは禁中^の瓦^トは限^リ玉^ト云^ハく^ハ
毛^トはよも^ト但^ナ方^ト首尾^ト、わ^ト毛^トを^ハ瓦^ト
の半^トを^モと^モ、すり^ト去^ハ玉^トの部^トと
り^ト、ね^ト玉^トも同名^のであ^リ。伝^ハ欲^ト
伝^ハ吉^トの名^ト誠^ハ毛^ト玉^ト造^ト。

ね^トも^トぬ^ト力^トハ秋^トそ^リか^トさ

とあり。弩^ト、弓^ト、夷^ト械^トの伍^トも^トも^ト下^ト
あれ^トと^モく^トは半^ト田川郡^トの^ト約^トも^ト役^ト

舊^ト協^トの半^トハ^ト急^ト考^トあ^トよ^ト記^ト。

おと太平記夷城退治の事下にお件より
侍る朝廷大より御懇ありとひよ之の候
云先帝系保則はあひての左官を徳り是
を御めよとてやさりて次よ小郡吉風を以
移す府乃軍に徳をられ東海左の去を遣し
保則をゆりとてあ人五月と六月とに都
を立て下りる保則は江よみ日くとんと
あり機あり座よ羽翼へ夷下羽正の禁よ
人船を屯一毛身、江中を順見ト東ふ左
のあま努二万餘人をえようも一毛ハ我

方并京勢を江筋を会す余人吉風の境
をくらよ止、毛をくらりと毛を渡り
をくらりて山林幽谷海寧難傍とみ城の
餘船を被一遍く廻り居るものあり財、
即時よ謀もと立ち又曰一毛ハ仙石口一毛、
余氏口名ニ子スル家の軍旅を備て上方
奥州の面徳を持ケ歟ハ寛ぬ也方ハ往々
を度毛ニモハ秋因の追手擋毛ハ往々
若向て至共二十日を限と一万人を又但
よて二千人氣息を絶とも莫ざれむ

協中弱りダメをとあり

同八日授出羽權，據正六位上文屋真人有房從立位下賞力戰之功也。初公卿於伏下喚驛使丸部滝麻呂問軍曲折滝麻呂言官軍戰者人無固志，望敵奔竄，唯生是求。有房死歟不顧生存，時流矢傷其左踵，矢盡而斃。恨無後救，仍有此賞以勸其後也。同十一日乙亥日月次荒神今食祭時論以爲出羽飛驛使入禁中可謂潔死穢由是天皇不親祭事遣公卿不入内裏者，於神祇官櫻行。

同十六日出羽國守藤原興世飛驛奏言賊鋒強盜^宣日增慕慢國守宮所視無大意官軍畏懦只事逃散。陸奧軍士二千人押領藤原梶長等竊末山道皆悉逃去。即日勅符曰重有來奏，得事趣依先日奏遣陸奧鎮守府將軍小野朝臣春風權，从坂上大宿稱好蔭等各領精勇五百人日夜赴彼既畢事具前符亦依今日奏更下陸奧國追還逃亡兵士二千人。國宜知之率其虎旅，輞彼焉合當奉王師之威早獻凱畧之効。

奔竄とハ官軍逃^スあく志^ス固^ムす

を取^ス一^トちるべ^ー虎旅ハニ體詩の注^ア湘^シ衛^イ

士とあり^ス武士を虎賁^トリ^ス史記周本紀
又虎賁三千人とあり^ス孔安國曰虎賁勇
士称也若^キ虎賁^カ言其猛^ナ也とあり^ス晋世家
注^ア賈逵曰天子卒^ト曰虎賁^トあり^ス旅^ハ毛
と訓^ス毛^ハ軍^ハ旅^トあり^ス輜^ハふむとよめ
己^ハ轍^トと^スそ^ス之^ハ遼^ヨかこらむとよめり
焉^ハ會^トハ城^ハの集^トを焉^ハ破^ス勇士を以て
夷^ハ城^ハ討^スもれゆ^ス焉^ハ虎^ハの端^ノ駆^スも

ト^ス一^ト向^スや云^ス法^ハ虎^ハ踏^スの陣^トり^ス
も^スり^ス之^ハ遼^ヨ孫^ハ弘^ト傳^ス贊^ス鳥^ハ合^ス之^ハ衆^ニ非^ス吳^ト
蜀^ハ之^ハ敵^トあり

同

三十四卷元慶二年秋七月十日癸卯出
羽国飛驒奏曰正立位下守右中辯兼權守
藤原朝臣保則到國察問前之行事運之籌
葉遣權掾文屋莫人有房左衛門權少尉權
掾清原令望上野押領使權大掾南淵秋卿
等韋上野國見到兵六百余屯秋田河南拒
賊於河北又秋田城下賊地者上津野火内

相淵野代河北腋本方口大河提旆刀方上
燒岡十二村也向他俘地者添河霜別助川
三村也令此三村俘因羌良民三百余人拒
賊於添河次^上攻雄勝後將侵府其雄勝城秉
十道之大衝也國之要害尤在此地仍遣左
馬大允藤滋實左近衛將曹兼權大目茨田
直觀額等以雄勝平麻山本三郡不動穀給
郡內及添河霜別三村俘因慰喻其心令相
勵勉於是俘因深江^下稱加止王作正月麻呂
莘誘寧三村俘因二百人夜襲殺賊八十人
燒其糧食舍宅感恩來^寶見也或云津輕地夷
狄或同或不同若不同者以上野國軍將得
討滅遂同者雖大兵寸難輒制上野下野陸
奧三國軍士懃四千人其陸奧軍先既七畝
上野軍旦來六百人下野軍雖入境首未知
強弱津輕夷俘其黨多種不知幾千人天性
勇壯常習戰若迎逆賊其鋒難當請常陸武
藏兩國軍合二千人以誠備非常是日
符曰太月二十八日奏狀今日到來賊中消
息委曲具至指其事實足可見知夫以夷狄

攻夷狄者中國之利也。今覽來奏給雄勝郡，
僕因以官禾穀多破賊徒。豈此一舉計之上。
凶類實爲難制。塞下流言南北異口。或云旣
同。或云未同。請發常陸武藏等國兵備。其非
常出於不意。今如奏狀同否。未審若果不同
者所。寧見兵可得摧破。加之小野朝臣春風
坂上大宿称好。舊等各領精兵行當到著。宜
待共征。振其威武。但豫勅諸國令簡勇士。若
有危急馳傳上奏。隨即差發赴救。非晚。務運

奇策繫其狂心。滋實者守藤原興也。子也
有意溫清。繫行在。彼時值賊亂。早不肯還。有
勅使令從軍也。出羽國正三位勲六等大物
忌神。三位勲六等月山神並益封各二戶
與本羌各四戶。每發軍使。國司祈禱故有此
加增也。

正三位下守右中辨守の字を考。半位卑官
高者用之。と職系。又。向。松原。お。島。後。七
位上志人。と。い。ハ。天。民。紀。日。十二。年。十。月。己。

卯。朔。詔。云。吏。改。諸。氏。之。族。姓。作。八。久。姓。以。混。

天下百姓ニ云真人ニ云朝臣ニ云宿称四
云忌才五云道師六云臣七云連ハ云稻置
云も秋田河もとハ河南、河を那ニ河也
トハ秋田ぢり、东邊十ニ見文治六年冬下
に河小秋田也とあり上流等以下の村名今
古人よる侍れた詳ちくん但腹をとりて至
男麻の内より今ハ猿の字を書辭代ハ能
代の事よや大河とりて下より又里社
名をちれヌ才と同とひかずより大衝と、
街衢の事よや街衢の二
の字の訛よ一て街衢の事よや街衢の二

字丸よツジと訓一て庭訓ホヨリツテ过の
車ぢり、街ハ說文云回通及路衢ハ北史李
廣、^{アキラ}傳よ出一とを及路十の字れ敢ぢる
業十道之大例と、りよぢり、べー十字と出
て則過と訓也慰喻の一宇允恭也記よ慰喻
皇后之意とあり恩賚と、賚、贍と同一
て端わぢり津性日が書紀よ鄰加齒丸ぢり
又津川ともあり、廉候と、名くして秋之
すきをひくよや、温清ハ慈神記愛^{アシ}と暖^{アヒ}温
清之性とあり、繫乃と、心を付て引か事

主や輶弟の字曰牛紀よ以魂轡^{ツテナ}竹^チと訓^シ

ちこ太平記曰保別ハ粧沫脛をまんと御を
られり。り九月より法事大典裏^シを閑東
ハ着^スリタリ友達引の上を乳よ飯^{アリ}ヒ
リを肉^ス津脜の城花とも傳来を乞^{マリ}ヒ
セヘ聖年正月患人貨^スおを立^{マケ}め少羽裏
州ともに主なるよ治め天下方平を唱^ヘヒ
とす。ち件尚弱の下に祀を方平山とし
ハ船夫玉化^スすずれて上下万歳を唱^ヘヒ
太平山とハ称^トリと云。

同冬十月十二日甲^午戌出羽国司飛驛奏言
秋田^宣申牒備八月二十九日逆賊三百餘
人來於城下願見^{シテ}官人時得^シ乞降^テ權據文屋
有房左馬權大允藤原滋實二人^ニ漢騎直到^テ
賊所^シ賊先申^シ心憂^シ次^シ乞降有房等雖^シ不^シ被^シ明
詔而豫聽其降^テ是日陸奥權介從五位下大
上大宿^宣好^シ蔭^シ兵二千人自流霞道至^シ秋
田^宣賊乞降之日好^シ蔭^シ鼓躁^テ而來盛^シ建旗幟
示威^シ賊虜論^{スル}當時似^シ有^シ遠畧又鎮守將軍
從五位下小野朝臣春風九月二十五日率

軍四百七十人來着秋田宮以北即言曰春
風重倉 詔先入上津野教諭賊類皆令降

服賊首七人相從同來從太八月乞降之賊
相續不絕野心難量抑而不許今春風自入
賊地取其降書亦其首富隨而共來以此見
之知有降心但義從僕因等申云奉從國家
爲賊所怨若不殄滅後必相報仇家多種何
得不忍加之乞降者其體踈慢不叶舊例僕
因所陳抑有道春風所行亦不虛臣等不知
所裁謹仔明 詔十三日乙亥 勅符出羽

國司曰得今月日奏狀具知賊虜乞降之由
夫兵凶戰危先哲炳戒事不獲已乃用之耳
今逆虜悔過請欲皈順其於容許有何不聽
但古之降者去其甲兵一面縛待命裁得制其
死生然可謂降伏皈降之法若同舊制早速
容受飛驛奏聞隨將裁吏若懷兩端言與六事
異舊兵威一舉誅滅凡狂賊反亂爲損甚多
殺畧良民燒亡城邑然則義從僕因之言不
可不反覆觀能耀兵隨機可施莫信其虛詭
貽晒旷後

流霞通道上津那ホの半馬考、旗懾の懾、懾
の字の誤りや懾、旗不より、佐ち府、陸
奥小所り乃軍副乃軍監軍曹ホの位之
府を至り、聖武天皇二年、ちり首豪
トハ夷城の首をりゆぢり、一七今詩よ馳
鳴镝ナ翦剛豪落勁翻ナとあり豪、歎之翻、
もぢりツバサと訓をあはよ夷城を麻旗
奔鼠おどり、文翁よ准ニしてりぢミキ
や、

同元慶三年正月七日丁酉授秋田直講差

連清名無位從立位下是日出羽國飛驛奏
言、大歲十二月十日凶賊悔返逆之過致束
手之請便返進所掠奪甲二十二領言曰所
取甲胄其數不少任己狂心皆悉截破稱身
約裁モ一無全者加之賊類或入奥地或所居
隣遠其遺甲胄搜求追進於是正六位上左
衛門權步尉兼權掾清原真人令望左馬權
大允正七位下藤原朝臣滋實右近衛將曹
兼權大目從七位上茨田連貞額等進議曰
今乞降之賊二百人所進之甲一十有餘賊

黨多數官甲已少野心難測疑是矯飾須得
後進一度計納^{セシ}陸奧鎮守將軍從立位下小
野朝臣春風議曰春風自入賊地具知逆類
悔過之心今疎蒙犯霜雪乞降懇切若懷疑
慮抑而不納猶去逸耽勞非所以樂成正立
位下守右中辨兼行守藤原朝臣保則等商
量雖令望^{セシ}之議已有道理而春風之謀非
無便宜故殊加慰納緩其嚴誅又渡嵩夷首
百三人寧種類三千人詣秋田城與津輕伴
因不連賊者百余同共皈慕聖化若不旁

賜恐生怨恨由是遣從立位下行權从藤原
朝臣統行從立位下權掾文屋真人有房及
令望滋實貞額等旁饗^{セシ}

同三十六卷元慶元年六月二十六日條下
秋田城司正六位上行左衛門少尉兼權掾
清原朝臣令望右近衛將曹從七位下兼行
大目茨田連貞額正六位上行權大目春海
連奥雄校尉七人旅師十六人火長二十四
人列士三百人鎮兵四百五十人兵士三百

五十人上下畧

少尉の半藏原お曰於少尉者追捕軍名任
之ちく追捕の軍より武家軍判官アシガ人
の軍ありとを將曹とし、お齒役七位下
舞人樂人を傍アシガ合人アシガ任アシガ之とあり、左尉は
お監の唐名より六位後アシガ任アシガ之とを大月
ハお齒役ハ位上とすり、旅師少長副士祐云
玄士小多考アシガ一毫に記を今樂也に少
令長ハ今の世の少消あり貞觀七年正月廿
日九月廿日に冷泉院少將未減積布アシガ於院
北郭アシガ養に方人アシガ令取史有功者以布賜之右
陸奥詰記曰六箇郡之司有安倍頼良者是
同忠良子也父祖忠頼東夷夷首長威長大
振部落皆服横行六郡アシガ却畧人民子孫を滋
蔓漸出衣川外不輸賦貢無勒アシガ信役アシガ々驕
奢誰人敢不敢不能制之永美之比大守藤
原朝臣登仕數千兵攻之出羽秋田城以
平朝臣重成為前鋒アシガ

安倍良と云一、

神武帝の御宇東云

よ追殺おとせをくわれて津怪つあは危き一アリ一アリ一アリ安日
と云い一アリのアリま焉アリや安日アリまよ孫アリの事
あよ記アリ侍アリもあくに贈アリと六シク箇アリとアリ秋
田アリ河アリ雄アリ勝アリ山アリ平アリ廉アリ室アリ理アリ六シク郡アリの事アリや
又アリ奥アリ州アリ又アリ十シク石アリ郡アリの因アリよ六シク郡アリと核アリ而アリ有アリ小
や古人アリハ秋アリ因アリ河アリ雄アリ勝アリ山アリ平アリ廉アリ仙アリ山アリを六
郡アリとアリ、东アリ禮アリ九シク石アリ郡アリとアリ曰アリ高アリ原アリ朝アリ后アリ春アリ衡アリ
治アリ二ニ年アリ十シク月アリ繼アリ於アリ父アリ遺アリ江アリ爲アリ出アリ陳アリ奥アリ押アリ領アリ
使アリ管アリ領アリ六シク郡アリとアリ又アリ後アリ太平記アリ二十アリ九アリ
考アリよ伊達アリ大膳アリ大夫アリとアリ人アリあり伊達アリ伝アリ史

六シク郡アリを領アリ一アリ有アリり、薦アリ出アリ羽アリ國アリ長アリ井アリ庄アリとアリよ
而アリ小アリ臣アリ位アリきりけホアリ當アリ一アリ事アリの大名アリとアリてと
ありけ又アリ推アリされ、六シク郡アリとアリ、奥アリ州アリ
内アリよある、よやいゆアリこちアリそむアリ程アリ又アリ追アリて君アリぬ
べアリ、船アリ落アリとアリ、部アリハ國アリとアリ訓アリを今アリ大名アリのアリ入アリ
を入アリ神アリとアリ、彦アリハ村アリとアリ訓アリを異アリ如アリ或アリ是アリよ剽アリ掠アリ
虎アリ豹アリ之アリ落アリとアリ滋蔓アリの二字アリ、あ併アリよ記アリを
大守アリハ陸アリ奥アリ守アリをアリ、一アリ秋アリ協アリめアリハ外アリの
モアリ方アリノ候アリ太平記アリ九アリとアリ曰アリ極アリ大内アリ奴アリハ徃アリ
荀アリ家アリよアリ外アリを下アリ定アリもアリ下アリを一アリ所アリ謂アリ

ハ久ハ先出羽よ秋田協从ハ是武家の主機
リテ、ら任の職あり仍或ハ義理事府或
機事役とす。藩鎮干東吏、か西よ呈す。
故東よりお別小二浦み。有徳よ子義从上
能以此を二奴と號せ。伊豆よ狩郎从を江
戸井伊从が祭に扁額从。圓防に大門从是
あり。主人翁君北面よ候。一着、院口に
召仕と云。

八幡宮本紀曰寛永三年正月閏東より秋
田協以義系乃井より上ると云。

東鑑三十八年三月日宝治二年正月十八日乙
丑秋田城外入道蹄_{アシ}ノ_ル入道法名覓地 千時在卒 高野 従立位
下行出羽權外藤原朝臣景盛法名覓地大蓮坊藤
九郎盛長男丹後内侍建永二年月日任
右衛門尉建保六年三月六日任出羽權
外可秋田城外城勢由宣下同四月九日
叙爵同七年正月二十七日出家云
太平記一之卷曰相模入道秋田協从を以て
若文を讀云一もと云
同十之書云附第一門以下於東勝寺自害を

られ一二百八十三人の間は秋田城入師時
又秋田城外入道延明とあり

錢太平記年表曰天正三年織田信忠叙位

吏補仕秋田城外叙從四位上

羽浦記ハ之を光勢孫の系曰秋田義方

二千三十人とあり

落ちるへ一落、東の字也

是、慶長

又年九月の事よりて上枝敵と云上枝と

合戦トす時の事

又一記曰涵田領合戦

の系下に涵田の地民三十六人を移流女原

吹浦の敵を防き若狭の敵を後盾と

防尾是秋田城主藤左衛門・高光(加賀守の號)

あるにより御前使一と是、是も六年に月

の半よして御後より命れども涵田の城代

と云上枝と戰つて時の事

夏軍記今福合戰兵略を合戦の系に秋田

城外東季と下り東季の先祖、神氏天皇

の御宇 勅勅を蒙りて東方に追放され

る人として名を安日といひ、年經^レま子
孫よ安東といひ人ありき

安信の比屋丈を以て服夷を討をひく附安

東光海とめて鷦鷯をほり比翼史を功と
安ー安信氏をひへて同姓と一トクとそ
は半安信家傳の記とて佐祝辨は委ー其
文大概亦よ記を

一秋田彩因

二万石依行吉政守後修之秋田校巫物語曰
秋田彩因とて二万石室添のふ地ありも誠
の屋敷とりふと有り

一山東庵

一方い子石依行山城及是すり至年子石加増山城

居館の東に居庵をかねよ古俗山東庵
とりふは山城のそーすり

一古尼王社

ま内村より日ヰ速史ニ十八三毛天長
七年の糸下に尼王室舍とありハ是ぢる
ノ多神尼座遼速日煙速日經津武遼祖
余ぢりと神祇曾飲の古歴狀アマシタヨアリヒトモ
神代考曰時有天石室スム神住神稲威雄走
神之子遼速日神子煙速日神之子武遼
祖神上此神進曰堂唯經津主神獨丈而

吾非丈丈者其辭氣慷慨故以即配經津

サニガシ

主神令平葦原中國アシカニムを平けムレ神

ミテ

まぢれ、蝦夷降伏の為に城外にありりる
トや、社役又十石社家二人上社家三橋慶政と云
下社家四姓とぞ之列

社傍一貞あり、樺木村に山田をも因村と云
ハに天王寺の境内といふ事を賜一古村

名すやあに引侍。日が逸史に王堂倉の
上より文に天王寺丈六仏像とあり

是古に王社のか地堂也。今之古に王
の社傍ハに天王寺をちり覆一古村

べー。

一日吉社チホシヨウジ

代く蟻を多致、ゆふ社、やり信矣櫛のよ
玉といふ、社役又十石に月中申日を祀あり
格式省至りて、モ日神半形廟の形粧法
人等。年同奉とぞ、社家あり。

一大ハ幡え

協五多數のえとを、八月十五日若事の神
申なり。

一稿荷大明神

協内より、信より候と、端荷の二字
を音に唱るよや、ゆうて仕むるゆのり
飯又十石信是を鶴ふれりことりと女別當
ちとの事すやに月十又日神事あり
日本逸史承三十三天長二年の事下に以
女爲恭宣とりの事もあり

一 般石戸大明神

協下にあり、神社を力雄命と、御宿の事
記詳ちと社家一人有

右の外郡中にあり神事一舞られ、賑之

羽翼要害糾程記よ　能體天皇ニ代の
御守尚那より　天皇一卷一て郡中に十
八ヶ所、福祚を勅告トテ其事なりけ事
主史より、延喜式神名帳よ秋田郡の
神名ハ見くも

一天德寺 禅宗

協下より、飯二百石、六十二代
村上天皇天德年中の事例ありと、り人
あり、予い傳記す、記文を見む追て君

秋田校書内傳曰久保田より十一社水ノ
羽田山とり、而あり、久保田を以て是五筋一
ち中にすくにとて、行はるを考れ、依行處
内入部以來の建立すや。宝曆中又十石内加
増ある。

一湊

久保田に古人秋田の城下を久保田とり、次ノ大邑あり、内皮
あり、東禮ニ十三毫延、嘉永年十一月、内
系に少羽田秋田郡湯河湊とある、而而
の事よや、遠郡外の外に湊す、今ハ七磅

の湊とり、當地より移りあり、平場より一筋
今冰塙二重とも而くより大き、申内に
而り獨り少、少より是ハ秋田城外城古城
かうとし、六十年以あに破れられ、ハ城内
は木本もく而り隣面りて石を塞まき去年
斗見ゆるとあり、城内今ハ、ち御、とぢれり
極徳ハ、荒烟とぢり、人十月尾を摘毛中市
よ賣る。

三代兵備より舊城とある、當城の事す。
べ今様もむにちはよ引侍。日を逸史

支ニミ見延暦二十三年の条下に記へ侍る
秋田協達以来凡に十に年大地疏捕と宣流孤
居とりのハ燒ハ廢地すり桶ハ造及すりけ
二字を考れば平地よりを立つて協地よ
して去る懸ちく保久一ノはドトキを考
て承く停廢とん半を云上一ノタリと見
うり、固る久保田ヨリ協を久保田と塗の宮三千
麓さ又當協をも廢シニモ一テ夷城の傳
ヨ玄士を毛あふゆ（ヨ舊城と二代實羅よ
出するよや、えま年中の集よ植以海原流
す。

引在嫁小野春泉文左有房亦進至秋田旧
協とあれを永傳廢シニム、さり半四百と
ひふべし、地勢卑シれ、古代ハ湯の出る所
ありて川へ流れ出る所半千と云ひて湯河
湊シ云々、桶ハ造り石と訓られ、廢地シ
わのすり桶ハ造り石と訓られ、廢地シ
石を立てる所とを一年鉛石を半千り今云
破りりも石を立てる所より生じる名

ぢよりへ

一太神言

倭の國妻より、勅使の年記詳ぢくを社
廟一貢あり。

一男麻鷺

秋田郡より屬を協下よりけ鷺山津蒲<sub>蒲は名
十二村あり、あい沼といふ
船をよし、船數三十船程あり、</sub>とりふ而も十七里有
秋田の方に天王村とりふあり<sub>天王村とりふ古
苗みのつき、美州南船にて被地より平の郡とりふ而有
て上吉生流派をもれて舟を一石と號す、モ鹿船
を名め、而して天王村とりふすや、又牛郎天王船を名め、而すてあり、</sub>小麻の方に

私誠村とりふ秋田、源海の而くけ鷺山が
郡能代より、地猿を、_{史考れ、}上方
能代より属りると見へどり。

一古館

男麻の國服寺村より、三代実羅より職を
とりふ、_{山後}、_毛、_日、_佐、_麻、_明、_允より傳。
麟田蝦夷恩荷の居位を一地より人よ
小之上の位を端停代沖程二郡の郡役よ
定めれ、_一、_年、_回、_紀より、_{金文}、_ハ、_秋、_田
那トに詔を

義經記中一に毛を立たり奥州奥役の事下
に毛の太刀軍を、と/orの方主とやらる
様ちりに思ふ。彼が一人の子一人と、あり嫡子
栗原川の次弟奥任。二男毛海三弟宗任の
毛海重任とそとう。
毛海は井波貞任、室任、官照^{おうじやう}正任、引任
古前にゆる三人あり、家任、主任とりふゆの見
へ毛行任とはエキタフと云字あり、義經記
を見れハ行をノリと唱ふへきよやうな歌歌
傳の説を見れハ義經記と又齋記毛。

又後方平記後軍重圍^{じゆい}の事栗下^{りつげ}結隊
の毛^もは属^すす。侍^しは小鹿^{こしか}とあり、又、兼久
記より栗の岳の鷹^{たか}橋^{ばし}を築^つといふゆの栗東
勢の内より見へて、うり仰れし恩^{おん}の有^りて
山城^{さんじやく}より指任^{さしに}一^{いつ}々^{いつ}すや、恩^{おん}の男^{おとこ}康^{くわ}、小鹿^{こしか}
ホ力^{ごり}も^も、義經記を見りに毛^もの方主と
云^いハ安信貞任^{あのかずか}の親^{おやぢ}、安信家傳^{いえぢ}の説
を食^く考^かれを^を代^しと秋園を叙[�]きく^くれをも。
協^{くわ}ぬ毛^も、譯^{わけ}、恩^{おん}の毛^も、^一安信家傳^{いえぢ}説
よ

神毛天皇の御^ごと申^{まこと}ひよ入^{いり}、すす先

宇麻志摩治命、拂瓦を飲む。膳御の獄にて
十余年お鐵年板里年記と、おき又余の半日本紀よりおもへ也。後々

神武帝うち猪名年板里年記と、おき又あくに長髓彦といふ者
帝の佐見を討つて、汝よば附謀年板里年記と、おき又をも。彼り
兄安日年板里年記と、おき又は追放年板里年記と、おき又され御性年板里年記と、おき又は從年板里年記と、おき又一
浜安東津年板里年記と、おき又を以年板里年記と、おき又も。 幸明帝の御宇に蝦夷
人日年板里年記と、おき又がよび來り。に帝王安信比彥年板里年記と、おき又を

載後乃信臣

比彥とあり

將軍年板里年記と、おき又として送向年板里年記と、おき又とい

毎度利年板里年記と、おき又を失つて、年板里年記と、おき又け附安日年板里年記と、おき又がよび來り。に安東と

りかずの比彥年板里年記と、おき又が附安日年板里年記と、おき又を告曰。我年板里年記と、おき又は是

安日年板里年記と、おき又がよび來り。神武帝の活
効年板里年記と、おき又を慕りて、年板里年記と、おき又今に至ると歎矣。然
くは先祖の祀年板里年記と、おき又を許され、先祖年板里年記と、おき又は
は蝦夷年板里年記と、おき又を討退年板里年記と、おき又べーと乞年板里年記と、おき又をも。比彥年板里年記と、おき又安東年板里年記と、おき又功年板里年記と、おき又を奏年板里年記と、おき又。安信年板里年記と、おき又代年板里年記と、おき又を下年板里年記と、おき又して、同姓年板里年記と、おき又とも是年板里年記と、おき又る
安東年板里年記と、おき又安信年板里年記と、おき又。安信年板里年記と、おき又を下年板里年記と、おき又して、同姓年板里年記と、おき又とも是年板里年記と、おき又る
孫年板里年記と、おき又安東年板里年記と、おき又。安東年板里年記と、おき又をうち殺年板里年記と、おき又も。モ景年板里年記と、おき又と年板里年記と、おき又て、乃軍の
号年板里年記と、おき又をゆふ。 一集院の御宇に蝦夷歸來を
一を被年板里年記と、おき又。 一集院の御宇に蝦夷歸來を

左より向ひて教る人を斎教一を冠そに
人を脅すてゆ。由来、^{アリ}子額良も安
東左弔於良後は叔内と改自安弱乃軍と
称。奥羽ニ居を押伏を八男ニサ有婦す
日升ハ首月ニ次男安東左弔良宗ニ男厨
川江弔貞任。尼男モ海彌ニ弔宗任以下之
とちく接ちて安日りは人称ま記。馬糸安東
と云一ハ承郎記より。思荷のあすや
小鹿鷹を産むと。人有。又思荷と
云うより。又ハ恩荷の産むと。あすや

よ小鹿鷹と。号一タリ。又。麻郎記。一恩
荷を淳代。津経二郎の郎飲。よ。三。れ。一半
お件。二記。一侍。安信。麻郎。に。安日。东。由。よ
追放。き。九。洋。恒。よ。役。一。済。安。東。浦。を。飲
。由。也。一。廢。一。秋。因。博。以。亥。季。至。代。キ。秋
田。を。飲。き。九。姓。ハ。阿。信。よ。一。亥。季。乃。親
老。季。と。又。安。东。を。名。と。き。り。是。を。紅。波。那。ハ
恩。荷。の。ま。ち。り。と。た。む。一。年。ニ。又。葉。ち。る。に
男。麻。の。由。浦。と。り。ハ。东。浦。よ。對。一。る。名。よ
や。

一赤上神社

男原の因もあり あひ到ふ
人漢氏帝を尊ぶといへとも偽を考へず

吹浦村の古記より大和忌神社の十眷属あり

赤上神社もその内なり而少社なる石引小社

从二十石引より神もあり赤壁より小原也

大社とりくハ尚社の事と云々十之巻文治

六年正月六日辛酉

四月十一日爲建久元年 奥州

故泰衡良印從大河次郎兼任以下去年窮冬以來企叛逆或號伊豫守義經出於出

羽国海邊庄或称左馬頭義仲男朝日冠者起于同国山北郡谷 結逆黨遂兼任相臭嫡子鶴太郎次男於幾内次郎元七千餘騎徒向鎌倉方令首塗其路歷河北秋田城等越过大関山擬出干多賀国府而於秋田大方寺融志賀渡之間冰俄消而五千餘人忽以溺死訖蒙天譴歟爰兼任送使者於由利中八維平之許云古今間報六親若夫婦怨敵之者尋常事也未有討主人之敵之例兼任獨爲始其例所

赴鎌倉也者仍維平馳向于小麻鳴大社
山毛左田之邊防戰及兩時維平被討取
畢兼任示向千福山本之方到于津輕重
合歎殺戮宇佐義平次以下御家人乃雜
色澤安等ナシム依之在國御家人等面々
進飛肺アキレス言上事由云く海を走の車馬考
オヌミ生毛記を今拂ちるに海をハ河辺
の書焉トヤ河を駆ハ山川の隣ぢり大冥
亥加カニ府カニ柔州カニはあり大方とリハ大波
の車カニより一古信ハ昂り沼と云古人曰古當船
ニシテ舟と云

山残あり或日山川の巣をとりて喰り下に咽頬より口
を川より浸シマツルて水流を吞すをとも飽く車カニを走りんを後大
波カニ入カニを看りるに二十弱斗の大蛇カニとちる處よハ昂り沼
といふとシテ山海經曰考父與日逐カニ日入沼欲得飲飲於渭
河不足北方飲天邊赤室通カニ而死棄其杖カニ化爲鄧林カニ
カニあられハ昂り車カニ坐るをとシラハカニ一シテ至カニ也
幅に里長八里あり急カニの巣ありモ中よ天
に駒きシマツル射あり幽都の名わたり是を以て
産業のゆシマツルとちり村二十二カニ村ありシマツル信水
を志シマツルとシテ水を志シマツル水シマツルを志シマツル
とシテ人シマツル上シマツルを志シマツル車シマツル是を志シマツル
波シマツルとシテ角彼カニニ里余カニ一シテ東シマツルにシマツル西シマツル廿三丁カニ池あり是を因ほの池シマツルとシテ信日大
波シマツルのを日シマツルハシマツル池シマツルも去シマツルの彼家シマツルの中日シマツル大浮シマツル也
とシテモ其中每年志シマツルの爲シマツル車シマツルも車シマツルを村シマツルもくとシテ

福よ一あ事ニ至日法^奇は深^シす度^シり東^シ也

由利中八

日^ノ終^ミヘ初^モ之^ヲ歎^ヒト

維平^{ミツヒ}の半^ハ、オハニ毛^ニ毛^ニ往^ム也、小鹿^{シカ}鷹^{タカ}

大社とハ、ちにいづる亦上神社の事^{アリ}但
大の字を加^シテ、祀者^ノ名^シや、或^シは九神
の内大^シ月^シ社^ノ外大社^{アリ}古^シ
大社小社の訛^{アリ}をもど^シ社^ノ禮造^ノ廣大^{アリ}
を^シ考^ス大社と^シえあれり、亦禮^シよ大社と考
くも^シ古^シの詞^シよ^シせり^スる^シ山毛^モ鹿^{シカ}
考^ス福^シ、仙^シ山^ノ事^{アリ}

男鹿^{シカ}鷹^{タカ}の内^シ湊^シ記^{アリ}あり、松城^ノ湊^シ

脇七十石金浦^シ、女川^シ、奥^シの湊^シ松^シ、鷹^{タカ}ト^シ、
麻^シの湊^シオ^シよ除^シ一^シ、或^シの風^シよ松^シ入^ス、
唐松^シま^シニ^シテ、或^シアリ、や^シの林^シ麻^シの海^シを^シ
帆^シ石^シ内^シ、歸^シ石^シ舞^シ石^シ、毫^シ鉢^シ石^シ、強^シ石^シ、岩^シ、山^シ若
橋^シね^シと^シつて、わ^シて見^シ、而^シま^シ、ゆ^シよ^シ鷹^シと
て度^シ、丁長二十石^シ丁^シのを^シれ^シ度^シ、

一 雄勝郡

河^シ毛^シ郡^ノ有^シに^{アリ}、山^シを^シひ^テ境^シと^シに^シ、俗^シ俗^シ
山^シと^シ山^シの事^シ考^ス、一^シ毛^シよ記^シを
雄勝^シ、キ^シテ村^ノ名^シす、

第經紀康平元年の軍の軍を引付の衆
は通もつてひてきめのひーりばありーの
山をうち城てとりか、雄勝の半とを左地
かよあうちと有よー第經紀大金よりくら
續日本紀十一之卷曰 聖武天皇四十代天
平五年十二月於雄勝村建郡居民焉ニ

一湯沢城

一方石依竹造河及飯之平地よりてあ、
浦因ちり後よ小小ありを要害の地ぢり、
三代主源よ雄勝城とし、是や秋田及

家よ足利と称すあり、信尾を方角を絞
名と十作竹山城及を内東と称け東お伴
記を、
湯沢及を内南角館及を内北比内の大坡
及を内とし、湯沢及よ湯泉寺と/or
移軒小きち、饭二十石天台宗よて祠すよ
着玉寺下ぢり

日本逆史十一之卷曰延暦二十一年越後
国米一万六百斛佐渡國鹽一百二十斛每
年運出羽雄勝城爲鎮兵糧日本紀畧

尚場ふ入にありて海よを一秋田湊ノ船

を急ぎより人をもて運送をしよ。

三代実錄 陽盛天皇元慶二年条曰雄勝
城、三十道之大衝也。國之要害在此地。
又曰雄勝平康山本二郡不動穀給郡内及
添河霜別助川三村ちく、三村ハ秋田郡もあり

同元慶二年六月二十六日條下曰雄勝城
司從立位下行權掾文屋真人有房正七位
上行權掾藤原朝臣有式正六位上行權大
目他戸首干與本從六位下行省豊岡宿称
継雄校尉六人旅師八人火長十六人列士

二百一十人鎮兵二百人兵士二百五十人

校尉旅師火長列士鎮兵ホの事ハキ一之卷ノ註モ
エミキニ是を圖書也

同元慶四年四月二十立日先是出羽国言
管諸郡中山北雄勝平康山本二郡遠谷国
府近接賊地ちく又曰雄勝平康山本三郡後
調庸ちく

候日が後紀承和九年葬地の事をいふ乃
而よ擇山北幽僻石毛地とあり幽方の山
北しける味とあるべト云史を極として郡
教小加（アタマ）ハ可也（キセキ）

実録の文書を考れば、山北とりよハ二郡用
用の稱ヨリテ根キ一郡の名ヨアムに
半才一ニ書き記ト侍シバ贈之

一社明高

湯浜城の下舊神、より社殿二十石神立着
あり、而より下りて岩濱村としより
是より上坡社あり、单社あ考、焉に八幡宮
あり、下に岩濱川とて急流、より仙臺境
より落、下落合村にて内川と落合

一下院内坡

平地の館、より秋田原より家士を立、山大畠村
五石里、距三十人、内坡、よりより、下りて
横塙村とし、而より下りて内川、内川
と落合山中すあり

としより、あり、小野小所出生の地、よりとい
た社とまへき記文を以て、小野村より東に
より二十八丁の山野南に多松原とりよ小川を
去信是を、あち海ふ、としより、山上沼、沼ノ

貝沼とよ、神祠あり、化神と云い、九月九日郡
中又、上より、家信、一、別當、神話、小野村

よあり、

一 愛宕社

上院内村の移すより別当ある宗一貞有
山村より二里上りて板手向とりあり
言上野店へのをこの店飯と秋田飯の邊
秋田飯より盡人を至

一 正一位ニ滿大明神

板手村より^{湯沢}社飯百石別當ある宗
一社地に方一里社あり、小川あり、實理
矢鷹と秋田飯の境より萬川に至り

三里下りて大沢といふ西往還の街乃至
て遙巡見立色の處

一 阿良波く設柱現

大沢村の中上法まよといふにありた後
摩利支天を尊びとりて、古本主一社飯百
石酒飯村より大沢のよ入よ度あり
是れも鷹飯と糸と秋田飯の境ニ

一 平鹿郡

河き郡の赤雄勝郡の下にありて秋田川
の水上ぢり、和名村より、府在平鹿郡乃程

に十七日下二十に日立ニ代實羅又十
考は出府在出羽郡といふ事オ一と考に
記を和名抄の飯鶴ちう延喜式中にと考
す出羽國行祀上に十七日下二十に日海
路又十二日とあり是出羽府よりの行經
をりよ下トの日數同一ウツマサル事ハ上ト
ヨハ東街乃よりヨハ北山と定メタリカヤ
海路又十二日とある、私説、日數を待て
日數を詰ムナホトノト、和尙雅出羽少名
而の内ヨ平庸とあり又云名風ちばヨ平

度鷹とあり、由史を見るに當世は官人を
トされ一乗度々有れを出郡する人の
居候ありて名を負一而と見ヘトア、店内
の壁を見るに田川郡大山の鷹モ寺藤家
代^ト田川炮海平庸の二鷹を以テとあり
田川炮海を以テとれ一乗ハ誰も能カル
事ぢり平庸鷹を以テとれ一乗ハあ考れ
追て得^ム一又天正十九年七月南船九戸
夷の以^ハ義光^{ミタケ}の後後まで在内の事^ト也

系統のヨヨ八家士を勤めテやうトメモ身

「かど」は夷へゆき改めて彦島の地士尊紀
一平賀入室^{シテ}若可とレふ人を取て今城一
タリに利ぢく一て若可税鹿寺といつて
ちかへ歸れ^{シテ}タリに引出一て死刑^{シテ}犯
事あり、若可ハ尚郡^{シテ}生^{シテ}人と云ば
あの説を考れバ平庶郡^{シテ}被拘役より
うちとく^{シテ}鹿郡の役^{シテ}一^{ミツ}年^{シテ}の
怨を報^シきん^{シテ}若可を取て大刑^{シテ}
一^{ミツ}年^{シテ}もや、^{黒^{シテ}定とあ}後太平記十八^{シテ}是^{シテ}一^{ミツ}年^{シテ}又
郡入室^{シテ}若可とりふ人あり尚郡^{シテ}役^{シテ}する

人^{シテ}若可^{シテ}人^{シテ}ある^{シテ}や一^キ年^{シテ}可^シを賀
よ^シり^{シテ}一^リもあり賀^{シテ}代^シの文字^{ある}
すや

一模^{モダニ}尚^{シテ}若可^{シテ}久保田^{トナハ}里全^{スル}大曲^{花立}水^立
山^{シテ}川^{シテ}和^{シテ}日^{シテ}街^{シテ}筋^{シテ}一
戸^{シテ}十^ナ石^{シテ}及^{シテ}之^{シテ}士^{シテ}石^{シテ}十^ナ石^{シテ}是^{シテ}怪^シ三百
人^{シテ}食^{シテ}ふ^{シテ}虜^{シテ}の備^{シテ}と^{シテ}秋田^{シテ}鹿郡^{シテ}士^{シテ}
齒^{シテ}城^{シテ}の^{シテ}丸^{シテ}よ^{シテ}入^{シテ}ある。戸^{シテ}及^{シテ}也^{シテ}よ^{シテ}二^カを
張^{シテ}と^{シテ}齒^{シテ}、大坂^{シテ}障^{シテ}の附^{シテ}今^{シテ}築^{シテ}祀^{シテ}合^{シテ}
哉^{シテ}よ^{シテ}一^カ。承^{シテ}う^{シテ}、模^{モダニ}食^{シテ}枝^{シテ}數^ニ万

ヌテ村代、发七人あり、秋田郡夜み倭村、當
飯の朝、因ぢりて、男席のうちより、當飯あり、
協邑よ流れたり、よの内川とひふ蛇傍橋
とそ二十六いづる橋なり、二の丸より是を見下しに
当飯と仙臺燒の山内よもや、朝とりて湯が
而り當面町中に散敷ニ余あり、お
の川といひ、而り平麻雄勝、あ那の境なり、
一院よ当協ハ佐行波入那以あハ小那寺を
白もとひふ人、佐行をされし者たり。

一 沼館

横手のあこ

沼館村より、右阿郡貞任兄弟は、西よ精
義又モ后武衡兄弟精義、一而とも、を代ハ小
居候を奥羽軍記曰、武衡、りびゆう、全氏の
相、とりよかありま、是よりはさりして、所
ありとりひて二人、お奥にて沼相をもどと
全氏へ移りぬ、といふ、沼相の事、ぢりて、故
貞任ハ安信を用姓ハ良と、之子、漢義、通記
よりへ、うそ文義ハ、秋田城の東下に引
けられ、贈之安信の於田、秋義、羽臣よ五
年被出曰入境、着任ぢりきをり、之初俄

有天下大赦。賴良大喜改名稱賴時。同大守之故委身歸服。境內兩清。一任無事。任終之年爲行府務。入鎮守府。數十日經廻之間。賴時頃首給仕。駿馬金室之類悉獻幕下。兼給士卒而歸國府之道阿久利川邊夜有人竊相詣。權守藤原朝臣說貞之子光貞元貞等野宿。殺傷人馬。將軍召光貞。問嫌疑人。答曰。賴時長男貞任以先年欲嫂。光貞妹而賤其家族。不許之。貞任深爲耻。推之貞任所爲矣。其外無他。仇寔將軍怒。

召貞任欲罪之。賴時詰其子姪。曰。人倫在世。皆爲妻子也。貞任雖愚父子之愛不能棄忘。一旦伏誅。吉何忍哉。不如開關不聽。耳來攻。况乎吾衆示足拒戰。未以爲憂。縱戰不利。若濟等死。不亦可哉。其左右皆公言是也。請以一丸泥封衣川關。誰敢有破者。遂閉道不通。將軍彌嘆大設軍兵。予竊よ案。ちうに於内委刃。海賊一。ちうを光貞。りや。」。故名により貞任を罪とんと。一教會合戦。乃ひ歎惜方の命を失ひを

トモハ、ノムハ、孝義朝臣の一日の愁と觸れ
あひ一たりと（きをかにち思ふ事もあく）
車よや、又、忠貞安信の一族を賤とて嫁
を許さず、而し忠義の兄弟さるあるや、戰
ふよ、忠や、を人質よ出一ゝる例がき
よしもあんに忠貞の民の為に和を以て
かば、人情を是を知りん又、貞任り忠貞賤
一々を教財父の意を挂する、左す
あり、（三事）

一八 情官

沼波村にあり天喜五年、源賴義、安信貞任
討符の時、当社へ移駕仕立ひ一に因縁よ
拂ふ一既、在山城流を傍伏ちり。一極と
云傳（り、け姫極とち）、松義以もの勤達よ
一て沼波を代く多數あり。一社すや、社
翁一人あり。

陸奥詰記曰天喜五年十二月国解曰諸
國、兵糧兵士雖有徵發之名無到來之實
當國人民悉越他國不從兵役先移送^{スル}出
羽国之處守源朝臣兼長敢無亂越心非

蒙裁許者何遂討擊之於是朝家止兼
長朝臣之任以源朝臣齊頼爲出羽守
令共擊貞任

一波宇志別神社

延喜式神名帳より
延喜式神名帳より
始焉尼村に在觀天平室宇え丁る年八
月
沢木村係是波山に移居社從ニルヘ十石け
山平鹿生理支那よ疇ハ沢木村を裏口と
ト生理那鹿田飯羽廣村を裏口と一回那
矢野尻室因村を猿口とモニヒヨリ牛王也

出先古木にて唐金紫山と有り是故
考れバ金紫山と曰スモ一トテ多神が產名
余有りヘト予竊よ葉をもんに波宇志ハ榜
示の所多有るヨーてよ榜示を立て境を別
けりをひて榜示別神社と称一ノノよや
和尙雅雜器物乎標榜榜示也和名とあり

山上の神祠又方に方ケラ舊年中教ナ
度の神事す尼村かある村かニヨアリて彼
乃神祠と云ナト前至ニ元日より八日と天下み
の御祭あり春秋の社日又穀物の形

祓ありまゝ求秋ハ難むる心もや二月三
日流病馬神樂行リ年間ニ月二日ヒナと称
一て多リハヒコ十の署禮ありと申當社レ
少彦名命也（は當日多リ）を奉行するや又
月四日内引祓禮行リ月八日神樂禮行神主
渡神十一月六日より七日ミ神樂禮行神主
二人差人ハち屋村より役毛（三十石）一人ハ本
根坂村より役毛（三十石）下社奉ニニ取ありモ
次より原糸元とて十人あり神事の附ハ神
社へ奉仕（上社）又境古人へとりかか（役）
の二人あり

二三人（三人はねね按）もとに境古人となり經ハ古
時示をうて山領を別するの名よりとなり
奉部（へりくに）山上神祠より保昌波山と云
ひ有（あ）り（岩橋松山御所）又天圓寺（天水寺）と云
といひ（岩橋）神よ山号（ちゆう）を本稱奉
神主のかことよあ（い）に誕生の釋迦（さか）あり
云（い）はれどあれを弘法の斗（し）立て（ちゆう）を
稀（へり）り有（あ）り形（かたち）ありふの名ある
きハ一概（いつがい）よ論（べ）く（い）にも并（そな）わら
き（そな）わら

一勝田大明神 下番主社

ハ次本村より保昌波の本社とを社領
二十石社奉一人あり。

一鹽湯彦神社

右神主自神事佐またよ成鹽湯役人主勤
とりの半ありけホを考へ、故ある神事もあ
りべられたま考し

横手の橋を蛇の瀬橋より二里ちとゆ入
浩嶽山よ成神苑延長武内の神よりを代
秋田庄より多科二十石古事記附保昌波よ

神主舊常け山葡萄境東すり隠する猪一
としよ猪也ありるの下に山を洗二ツあり有
に浜あり水西よ流。平原郡の境すりゆの
流きハ平原仙北本郡の境也

一明沃神

古内村の東にあり九月中九日主祭あり
多神祀也かとも一説よ、か彦名余ぢりと
り、

一劍八幡宮

齒郡の西山より多神三社神也ハ幡主日

けきに館社あり大鹿又弔とひ人居住
ちくれ一社とをばよめ、かみがまや、中利
高ハ平鹿郡す、有に酒肉館とひのり
雄勝郡岩勝川のゆきり古人あらはとり人居住を一社
ぢりとひく

一大八幡え

横手城下の西一里斗蛇破川の向より
社殿二十石

一金花山八幡宮

大森村の町より社殿ある未神社を一人

あり

一神位山社

今他山の北、ぢり檜木山松林有本多
多神様因名命とを杜鵑山様因村あり別當
御詮一人あり是れより二里斗蛇に角弓村
あり川あり角弓川といふ向より大方とひ村
あり、ぢり仙山郡

一仙北郡

村數百七十二村、南郡馬蛭嶽とて云ふ
あり古人忌住ふと云傳へ侍る

梯子山に仙ゆの二字雄勝平鹿山中三郡
の薦尾ヨリて往古一郡の名よりもす事
考一と考矣あまよし記之古人は吹ノ寛
文に年辰の年ひが郡を仙北郡と改と
たを證文治元年の系に山羽國山北郡と
あれを郡名は用ひて事しと代の事と
見之を但を年号上校郡より是ト生
くるよ経島を見ると山羽郡と記
支人寛文中山郡を仙ゆ郡と改稱するといふは既に
されハ極ありに似テ仙小郡といふ事上校郡の山経島云々
扱今の山羽郡を山羽郡と記したのは

山名よりて郡名よりて是也す
山名を郡名とあつて西二三ケ所也

一角坡

平地より後一小山より一カ一千石依行山山
山之山信山山名となりて是より横より
山よ通る焉ちに神明を祀る神もあり町を
つれよ川あり有勢境より流れ来る西寧の
山入小生内村となりあり有勢くの姓をも
往古八幡古跡波多見山より山羽より移り
け居第とも遙より上りて田辺村とて陽が西

まよりゆのふ中に田村丸跡を古の所とて
度量を或ひる場所といふあり、南側より
二里程西側に左んとすまあり、ゆ中之是程
三十人前後れふ意の傳と云

一金沢右岸

金沢ハ村名也家教之る栗羽軍記よ金沢の
協余があり栗羽軍記とあるは又厨川の協也厨川と
りか、通而の西を流り小川の半と云
人貞任の居協也一と云傳へり義經記を
もとまで白きふよかりて衣川の協也金沢の協を
け人厨川を假名と

あざれを齒のをつゝ半額だ天義律ニ
と書きよ出羽山厨川の相よて貞任家任
を擊平とく玉代一後よハ有功めいを
厨川の協とりよ被地の事ハあ考た太平記
詳利の傳伝によ金沢を海とあり貞任滅後
武衡は争う又齒よもあ。太平記詳利の
徳古郡を奥よて家任を表うに争うにを
ゆは佐人日至た大争うる。又異そ傳伝りをれて出
されしに人是を歴た走は見みひて以いの外
よもえ候ううう候う宣のに日正を裏お

ままで退^キ又翌日、後を以て云をあ奥^ミとす
車たり。汝^おも^うが必^しさんあくま^べー但味
方の時へ賣^ベりて^{いた}縁を求めて敵の方へ
賣れとあり。之れを譲て承^{うけ}ぬとやも。後日
の軍に又物^{もの}を賣^ベりて^{いた}傍^{わき}りを耀
きり。教養人を以て先^づの^{いた}ちりや^をき
ーと宣ふ。日並苦勞の飯^{ごはん}こと^とヤ^を糧^{りよう}
あり。歎^へ賣^ベー完^{かん}價^があふ^ぢと宣ひ।
次の軍に馬は威^{いき}の強甲^{よのうこう}の右^う手^てを乞^うきり
教養最^も為^め能^う賣^ベーと宣ひ।後よ

そ^そ所以を曰^へ、^いあ^は裏^{うら}に^そ移^{うつ}の形^{かたち}すに
ハ行^はくに^あ謂^いう^い謂^いう^い奥^{おく}小^こ兵^へをそ^そして^{して}家^{いえ}を
坐^すい^ゆの^い費^うす^いり^い家^{いえ}を^そめ^めーと^と事^{こと}に
足^あひて^あ居^ゐを^あ似^なかん室^{しつ}、天^あより^よ下^さる
を^そと^とゆ^ゆ地^ぢより^よも^も涌^わり^わざ^ざり^りゆ^ゆて^て毎年^{まい}に
出生^{せいじゆ}を^あみ^みの^い子^こを^あ入^いれて^てち^ち騒^{さわ}を^あみ^みて
元^{もと}家^{いえ}を^あみ^み、^い豊^{とよ}を^あめ^めり^りと^とさん^{さん}や^や食^く
一^{ひと}て^て行^はき^き能^う無^む有^あの^い一人^{ひとり}も^も脚^{あし}さん^{さん}や^や是^{これ}
云^いの^い中^{なか}の^の富^と人^{じん}、^いす^すり^りそ^そと^と豊^{とよ}か^かや^やと^と宣^へ
猿^{さる}人^{じん}皆^{みな}威^{いき}伝^{つた}と^と行^はき^き後^{あと}を^あい^いあ^あめ^め行^はく

市中強き事ぢくちや人々家を保つに能
い事一められ、記を傳る。
因十六に毛口源兼が貞任を退治しゆふ
一子福のあた場より、すりて厚木をん
と謂一を軍の法されをとて毛坂城を圍
て厚木の軍調へられ、籠の下まで甲を脱キ
たりと云ふ。

因二十六に毛口古義洲の貞任に十八の協
を構一を源兼是を攻一毛口は九年寛
より十八の協を一々攻焉すが九年は送り
たりと云ふ。

すんとあり。

因六十十九に毛口右近家、父毛義兄弟と貞任
と鐵之助一に互よ敵を振て對陣まず年
號協に年始、貞任あり方れまへて源兼
の勢少一、各平場にて鐵んと云ひ一を源兼
兄弟朝臣只夜付よさんと云ひ一を源兼
兄弟一て一夜の間に味方の陣うちを指を
切てあに塙をやりてに草間に一の口を構
前毛口を亡びよ毛院を構て次の日合戦小
笠煙を敵陣をく発一て矢を射さ一も貞

任敵の様をもてに我大勢を殺して体を墨
にて殺氣が陣より押然一に陣よりむき仰り
おに塙あり強弓をち振矢を發もとにある
矢婦こそよふて強まるの志を出一て無
しむるに貞任大勢よておてりきばせか、
ち志の因より引薦り強弓よそ是を射を一
めみよ放はれ小貞任亦負て陣を破りき
ほの境を引退をまよりお義の勢焉の如
に集りて終よ貞任を亡一ゆひきとあり、
齒郡若沢村よ手難利をもつといふ百姓有

持る二三石の内捨す一辛勞先とて二三石
永代より金糸義湖貞任討伐一ゆる財
利を失つて祖治く下る羊原をちきねひ敵
はへ仕事の役を以。勝利を得ゆる後來義
父子利左也、り先祖の辛勞を感され
天主へ奏一辛勞先を窮折りき別姓を革
蕪と改一と云傳へり

五代一院曰康平二年九月六日源義義
川の溪を義川の溪、故郷の辛勞を海の側へ
りくる十一日を海をなとえ同十七日厨川

の体を以て指を觸ふ官吏を禮を以て負任
を裏倒一精よのきと輕氣のちにゆるを
長ふ天保禰の大サセ七八人ほすの大男ぢよ故
よ六人一して是を昇出一アリ、負任後ア
記を年三十に承承六年より康平二年迄
十二年の万全戰と云々、常任ハ虜と、よりし
とを古今著史集に常任後より弟弟の家
人とぢり一アリ、弟弟の戻戻にられて父兄
の体を傳むの公ぢり一アリ、と見てからと
あり。

陸奥守記曰康平六年二月十九日左近家
家為後又位下出羽守云々

東州後二年記曰後三年記といふ有武衛沼の廻
をちうく、齒城へ移り一キウモリ云沼
の廻の下に道を又曰麻渢あや一トケのけ
きのちうくを一して逃んとて出来ゝると次任
縣立郡尾を見て奇數一てそ旨を切て乃軍
のあに持來れりとを壬午の文義、因川郡
因川城の東下に引かれ、贈之案もアリ
齒城貞任減後清原、吉則領一を孫武渢よ

事りたり。よや 奥陸アシマツカ 俗記曰、說出羽山北條

奥陸

事記曰、說出羽山北條

因清原真人光頬舍アキタケ 武則等ミツル 令ミコト 与ミサハ 力官
軍アムニ 光頬等アキタケ 猶豫アヤフイ 未ミナ 支ミサハ 將軍常贈ミサハ 以ミサハ 奇珍アヤハチ 光
頬武則等アキタケ 漸以許諾アシテノク 又曰アリタタメ 賴義朝臣頬求アシタタメ
兵アミ 於アリ 光頬并舍アキタケ 武則等アキタケ 是武則以同
年秋七月率子弟万余人兵アミ 越來於陸奥
國アシマツカ 又後三年記序にアシマツカ 貞和三年法下アシマツカ 貞和三年法下アシマツカ 惠序を至アシマツカ 稲守
府アシマツカ 乃軍法系アシマツカ 武則アキタケ 稲河アシマツカ 長年アシマツカ 貞和
焉衡アシマツカ 畠有アシマツカ の妻アシマツカ とアシマツカ の子アシマツカ がアシマツカ おひりて
一族アシマツカ ちアシマツカ 郡役アシマツカ とアシマツカ あわせりアシマツカ 一秀アシマツカ 出羽守 出羽守 出羽守

佐人吉慶秀アシマツカ とアシマツカ 老是
き別アシマツカ る方アシマツカ のをアシマツカ いむアシマツカ ことをアシマツカ 源アシマツカ を恨アシマツカ を含アシマツカ て合戰アシマツカ を
しアシマツカ そアシマツカ 余缺アシマツカ 廉アシマツカ にアシマツカ 乃て修アシマツカ すアシマツカ 武衛アシマツカ 武衛
をアシマツカ きめアシマツカ れアシマツカ とアシマツカ おどりアシマツカ にアシマツカ 武則アキタケ 宝軍アシマツカ に
ちアシマツカ 功アシマツカ によりアシマツカ てアシマツカ 修アシマツカ すアシマツカ 肩アシマツカ の乃軍アシマツカ に任
ちアシマツカ 全役アシマツカ の場アシマツカ をアシマツカ ありアシマツカ き徴アシマツカ 徵アシマツカ はより
りアシマツカ やアシマツカ

一八 殿官

全役アシマツカ はありアシマツカ 乾アシマツカ 朝臣アシマツカ 兼アシマツカ 懿アシマツカ 左郎アシマツカ 府安
信名アシマツカ 村アシマツカ を表アシマツカ みひアシマツカ 一財アシマツカ 勤アシマツカ 一アシマツカ かアシマツカ 社アシマツカ とアシマツカ
社役三十石アシマツカ 社家一人ありアシマツカ 釐アシマツカ 五アシマツカ 五アシマツカ 改アシマツカ の禮

右刀木納りてあり社地は甲石辛椎石松と
りあり除雪と一あが附甲を毛辛椎を毛
る左の名す

一宿坊大明神

六右村新松にありいん云庫頭波尚西
は居候一の山に武の御三間の角小勅使を
られ一社とも七月十七日祭礼ありか所後
より代主を娶めはする。尚不六右主れて名ともすハ上
源井下深井子ノ御事也西

一能郷神社

一神主寺八幡主

同村もあり社領三十石神主一人至

神主寺もあり社領曰田村麻呂達立や
神主寺あり承安六月十五日祭礼あり別
當一貞乃花莊院當主も安信足利ノ御城
様へて戦一而ちり當の隣村よ半橋村
とりよりあり足利又貞任り館を構一而之と
云侍へたり神主寺より一里程上より川
とて支流あり松波あり有野境より而
川向より神主寺山とて貞任少陣を立つて

一ノ山

一ノ山相鄰館

古來の館を未考、當附依行及家士をも、ク
家貞ひちる侍又人是煙ミナ人多ミ

あり北の方に塙村と/or/ありけ而より南松
神社と/or/向村の角に薦あり、薦より上、
仙山郡なり、薦より下、河毛郡なり放より
塙村と/or/

一ノ山鈴嶽

多林未考、信國神アラカニと/or/

以神をあらりこと訓
多林未考、信國神

石の社あり、天狗と/or/出で稀よりる人を
有とモ

一ノ山左郡

秋田郡のあ山にあり、二代主福元英二年
の末トに山左郡と/or/同又三年の末ト
よりへて、あよだ侍れ、贈之を介す、而
見あ、上古ハ淳代郡の内也、べー地利
を以て、に山左郡、見る岳山によれり、左山
を郡と/or/ちりべー

一ノ山代

成淳代とす又那代丸焉り

徒日中記上室卷二
年五月渤海國姓若

齒の漢よゑよすあり、キスニ走
袖の浦の東下に近ト侍れ、ハ宣よ墨、久保田よ次リ。

大邑ヨリて龍巣ちり、古協あり承乃紀よ

ハ淳代とゆり思荷、リ飲一ノ酒之、又日紀

淳代郡大領沙尼昊那小乙下少領宇婆

左建武勇健者二人位一階別賜沙尼昊

那等鞘旗二十頭鼓二面弓矢二根鎧二

那領云下畧又詔淳代郡大領沙奈昊那檢

覆蝦夷戸口與虜戸口云々

云信ち引よ換核を候りきのを見て亦やあ

くがどりふとちやかをつくりたし、ちやあ
らち、さちくちの將院よして大飲ひま
累那ウソ孫を語ひ一をり見て云出一古
祠みやぢよあくちどり人もありがす
くちもあやちくちの將院よや

三代実保元慶二年に月廿八日東下了

神代實とあり全文あに引侍れむ贈之上

古ハ一部の名よて云号ある以あの名あり
今ハ一テの名とぢれり久保田より十六重

廟廟ニよるる秋餘秋因本志士大焉ひ乃

内より二十日市郡中の人用まつ一人続日
は二人足怪るも一人持あれかの儀と
當より五里社下に岩坂とし、而あり出
羽陸奥の境ありて双方より役人をも、陸
奥の方は役所、大富城とし、而より

一大坡

平地より比内山の内古代の主参考一方三毛石
依行革刀及鉢之、ち信度北坂と稱するは
是ぢりは西に生羽と陸奥との境也、津怪
よ屬す、村を矢立峰といふ。

一十二所

一万石秋田坂、扇士、白川、五箇坂、飯之、足怪百
二十人、夜宿、山の傍とせあより、有紳
燒石綱下と七里

一樽

大坡と千六百丈方

太坂、長坂、十カ文

銀子

一里

古代の坂を姓名考、史記郡の下に記し
侍、東次氏ぢり、小畠川へ走られり、考
面よ樽よと云ふ是ぢり一万五千石、扇士
依竹坂、扇士、多賀、若狭、丹波及、湊り樽山
まで十三里なり、能代へ、ハモー今民有す

流布する檜木といつて舞はけあひ生る
因縁の事とてあり往古の祭の役や今小屋

乃壁及居候の向様ども水といふ

一副川神社

神名九神の内うち浦大町村より五十日村
の岳山に移りて二代安孫更觀多下に出
神主利神從子位下を司る曰利者副川
誤乎或人曰祭神四座中素盞嗚尊左稻
田姫右奥津彦奥津姫命也予拂毛に
延喜神名社は山本郡一鹿とあれも足
十日後の祝祭ひぢきよりあらん後年より

一安隆寺

古人私よ合祀一ノ祠より鹽湯彦神社と
曰くよ多祭科二十石内より附波長野よ神
保

三代安孫十八も竟貞觀十二年十一月八
日出羽圓山が郡安隆寺預定額ニテ定額ニテ定
の半ニテ其記ニテ左山号ニテ此の事考追て據ニテ

一

山形県立図書館



1-0324414-0